

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月十六日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百四十号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>大里郡寄居町大字桜沢字三反田九 五〇番一地从先から同町大字桜沢字 三反田九〇九番一地从先まで</p>	<p>大里郡寄居町大字桜沢字三反田九 五〇番一地从先から同町大字桜沢字 三反田九〇九番一地从先まで</p>	区 間
<p>二二・三一 四五・八六</p>	<p>二五・六六 四五・八六</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一〇三・二〇</p>	<p>一〇三・二〇</p>	延長 (メートル)
		備 考